

平成4年6月20日

条例第38号

(設置)

第1条 住民の地域づくり活動を推進することにより、地域社会のふれあいと連帯を図り、もって、市民の福祉の向上に資するため、地域コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(平11条例7・平14条例44・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(用途)

第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業の用途に供するものとする。

- (1) 地域住民組織、市民活動団体等の地域づくり活動の促進に関すること。
- (2) 給食サービス、健康増進事業等の地域福祉活動の促進に関すること。
- (3) 趣味、教養等生きがいを高めるための活動の支援に関すること。
- (4) その他センターの設置目的を達成するため、必要があると認める事業

(平11条例7・平16条例49・一部改正)

(利用の許可等)

第4条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、センターを利用しようとする者又は利用している者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を許可せず、既にした許可を取り消し、立入りを拒否し、又は退去を命ずることができる。

- (1) センターの設置目的に反する利用をし、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序若しくは善良な風俗を害し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) その他管理運営上支障があると認められるとき。

3 前項の規定による利用の不許可等により利用しようとする者又は利用している者

が損害を受けても、市はその責めを負わない。

(平11条例7・平14条例45・平15条例13・平19条例68・一部
改正)

(損害賠償)

第5条 センターの施設等をき損し、又は滅失した者は、速やかにこれを原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(平16条例49・全改)

(指定管理者による管理)

第6条 市長は、別表第1左欄に掲げるセンターごとに、それぞれセンターの管理を行うために規則で定める基準に従い組織された地域の団体を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）として指定することができる。

(平16条例49・全改)

(指定管理者の指定の手續)

第7条 前条に規定する団体が同条の規定による指定を受けようとするときは、指定の申請書及びセンターの事業計画書その他規則で定める書類を提出し、市長と協議しなければならない。

2 前項の規定による協議に当たっては、市長は、次に掲げる事項について配慮するものとする。

- (1) センターの運営が、住民の平等利用を確保することができること。
- (2) その事業計画書の内容が、センターの効用を十分に発揮させるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

3 市長は、第1項の規定による協議が調った場合は、議会の議決を経て当該団体を指定管理者として指定するものとする。

(平16条例49・全改)

(指定管理者が行う管理の基準)

第8条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、センターの管理を行わなければならない。

(平16条例49・全改)

(指定管理者が行う業務)

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの利用の許可及びその取消しに関する業務
- (2) 第1条の設置目的を達成するために必要な業務
- (3) センターの施設等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理運営上市長が必要と認める業務

(平16条例49・追加)

(協定の締結)

第10条 指定管理者は、指定を受けるときは市とセンターの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定に定める事項は、規則で定める。

(平16条例49・追加)

(指定の取消し等に係る損害賠償)

第11条 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(平16条例49・追加)

(秘密保持義務等)

第12条 指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用する同条第1項及び同法第67条に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、センターの管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(平16条例49・追加、令4条例62・一部改正)

(利用料金)

第13条 第4条第1項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、規則で定める場合は、後納とすることができる。

4 利用者は、既納の利用料金の返還を受けることができない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(平16条例49・追加)

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(平16条例49・追加)

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平16条例49・旧第9条繰下)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成4年8月26日規則第75号で平成4年8月29日から施行)

附 則 (平成5年3月26日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年9月24日条例第34号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成5年9月30日規則第66号で平成5年10月1日から施行)

附 則 (平成7年3月16日条例第15号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成7年3月31日規則第25号で平成7年4月10日から施行)

附 則 (平成8年3月29日条例第9号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成8年3月30日規則第18号で別表第1の改正規定中熊本市小島地域福祉コミュニティセンター及び熊本市松尾西地域福祉コミュニティセンターに係る部分は、平成8年4月16日から施行)

(平成8年6月7日規則第51号で別表第1の改正規定中熊本市庄口地域福祉コミュニティセンターに係る部分は、平成8年6月11日から施行)

(平成8年7月16日規則第58号で別表第1の改正規定中熊本市向山地域

福祉コミュニティセンターに係る部分は、平成8年7月23日から施行)

附 則 (平成9年3月28日条例第7号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中熊本市一新地域福祉コミュニティセンターに係る部分は、規則で定める日から施行する。

(平成9年8月12日規則第54号で別表第1の改正規定中熊本市一新地域福祉コミュニティセンターに係る部分は、平成9年8月16日から施行)

附 則 (平成10年3月26日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年9月29日条例第48号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成10年9月29日規則第58号で別表第1の改正規定中熊本市田迎地域福祉コミュニティセンターに係る部分は、平成10年10月1日から施行)

(平成10年12月14日規則第67号で別表第1の改正規定中熊本市清水地域福祉コミュニティセンターに係る部分は、平成10年12月15日から施行)

附 則 (平成11年3月16日条例第7号)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の熊本市地域コミュニティセンター条例の規定は、平成11年4月1日以後に行われる利用の許可に係る利用料金から適用する。

附 則 (平成11年6月22日条例第26号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成11年7月30日規則第51号で平成11年8月1日から施行)

附 則 (平成12年7月10日条例第39号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成12年7月31日規則第58号で平成12年8月1日から施行)

附 則 (平成13年3月30日条例第10号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成13年3月30日規則第13号で平成13年4月16日から施行)

附 則 (平成13年9月21日条例第44号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成13年9月26日規則第63号で平成13年10月1日から施行)

附 則 (平成14年3月28日条例第15号)

この条例は、平成14年4月16日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定中熊本市京陵地域コミュニティセンターに係る部分は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月24日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年9月25日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年3月17日条例第13号)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定中熊本市力合地域コミュニティセンターに係る部分は、規則で定める日から施行する。

(平成15年規則第53号で平成15年5月16日から施行)

2 この条例による改正後の別表第3の規定は、平成15年4月1日以後の使用日に係る利用料金から適用する。

附 則 (平成15年7月3日条例第43号)

この条例は、平成15年7月16日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定(熊本市松尾北地域コミュニティセンターに係る部分、熊本市東町地域コミュニティセンターに係る部分及び熊本市帯山西地域コミュニティセンターに係る部分に限る。)は、規則で定める日から施行する。

(平成15年規則第65号で熊本市松尾北地域コミュニティセンターに係る部分及び熊本市東町地域コミュニティセンターに係る部分は平成15年8月16日から施行)

(平成15年規則第75号で熊本市帯山西地域コミュニティセンターに係る部分は平成15年8月31日から施行)

附 則 (平成16年3月31日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年10月1日条例第49号)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1に次のように加える改正

規定は、規則で定める日から施行する。

(平成16年11月29日規則第49号で附則第1項ただし書に規定する改正規定(熊本市碩台地域コミュニティセンターに係る部分、熊本市託麻原地域コミュニティセンターに係る部分及び熊本市御幸地域コミュニティセンターに係る部分に限る。))は平成17年4月1日から施行)

(平成17年2月22日規則第1号で附則第1項ただし書に規定する改正規定中次の各号に掲げる部分は、それぞれ当該各号に定める日から施行)

(1) 熊本市桜木地域コミュニティセンター 平成17年4月16日

(2) 熊本市高平台地域コミュニティセンター 平成17年6月1日

2 この条例による改正後の別表第1に規定する熊本市碩台地域コミュニティセンター、熊本市託麻原地域コミュニティセンター、熊本市御幸地域コミュニティセンター、熊本市桜木地域コミュニティセンター又は熊本市高平台地域コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定する手続は、別表第1に次のように加える改正規定の施行の日前においても行うことができる。

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第5条第1項の規定により管理を委託している地域コミュニティセンターについては、平成18年9月1日(同日前に地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき当該地域コミュニティセンターの管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

附 則 (平成17年3月24日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年9月30日条例第39号)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成17年11月9日規則第107号で別表第1に次のように加える改正規定中熊本市若葉地域コミュニティセンター及び熊本市河内地域コミュニティセンターに係る部分は、平成18年4月1日から施行)

(平成18年5月18日規則第62号で別表第1に次のように加える改正規定中熊本市本荘地域コミュニティセンターに係る部分は、平成18年9月1日から施行)

2 この条例による改正後の別表第1に規定する熊本市若葉地域コミュニティセンタ

一、熊本市河内地域コミュニティセンター又は熊本市本荘地域コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定する手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成18年3月28日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月20日条例第46号）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成18年10月31日規則第90号で平成19年4月1日から施行）

2 この条例による改正後の別表第1に規定する熊本市託麻東地域コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定する手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成19年9月21日条例第68号）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成19年10月23日規則第88号で平成20年4月1日から施行）

2 この条例による改正後の別表第1に規定する熊本市月出地域コミュニティセンター、熊本市城西地域コミュニティセンター又は熊本市古町地域コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定する手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成20年3月18日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年7月1日条例第37号）

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後の別表第1に規定する熊本市春日地域コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定する手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成20年9月19日条例第72号）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成20年11月19日規則第109号で平成21年4月1日から施行）

2 この条例による改正後の別表第1に規定する熊本市花園地域コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定する手続は、この条例の施行の日前においても行

うことができる。

附 則（平成21年9月18日条例第38号）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成21年11月26日規則第86号で平成22年4月1日から施行）

2 この条例による改正後の別表第1に規定する熊本市川上地域コミュニティセンター及び熊本市飽田地域コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定する手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成22年3月29日条例第90号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中「鶴羽田町338番地2」を「鶴羽田2丁目13番8号」に改める部分は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年10月6日条例第113号）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成22年10月29日規則第107号で平成23年4月1日から施行）

2 この条例による改正後の別表第1に規定する熊本市白坪地域コミュニティセンター及び熊本市長嶺地域コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定する手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成23年9月29日条例第35号）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成23年10月17日規則第76号で平成24年4月1日から施行）

2 この条例による改正後の別表第1に規定する熊本市託麻西地域コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定する手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成23年12月19日条例第62号）抄

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月19日条例第70号）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の別表第1に規定する熊本市菱形地域コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定する手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成25年10月4日条例第47号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1に規定する熊本市豊田地域コミュニティセンター、熊本市吉松地域コミュニティセンター、熊本市植木地域コミュニティセンター及び熊本市山東地域コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定する手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成26年10月7日条例第54号）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1に規定する熊本市杉上地域コミュニティセンター、熊本市桜木東地域コミュニティセンター、熊本市大和地域コミュニティセンター、熊本市田迎地域コミュニティセンター、熊本市桜井地域コミュニティセンター、熊本市田原地域コミュニティセンター、熊本市田底地域コミュニティセンター及び熊本市山本地域コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定する手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成26年12月26日条例第78号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年10月5日条例第62号）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1に規定する熊本市隈庄地域コミュニティセンター及び熊本市白川地域コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定する手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成29年9月22日条例第45号）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1に規定する熊本市楡木地域コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定する手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成29年12月12日条例第65号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年6月19日条例第66号）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の別表第1に規定する熊本市富合地域コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定する手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（令和4年6月29日条例第28号）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1に規定する熊本市大江地域コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定する手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（令和4年12月20日条例第62号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

（平5条例8・平5条例34・平7条例15・平8条例9・平9条例7・平10条例26・平10条例48・平11条例7・平11条例26・平12条例39・平13条例10・平13条例44・平14条例15・平15条例13・平15条例43・平16条例19・平16条例49・平17条例8・平17条例39・平18条例14・平18条例46・平19条例68・平20条例12・平20条例37・平20条例72・平21条例38・平22条例90・平22条例113・平23条例35・平23条例62・平24条例70・平25条例47・平26条例54・平26条例78・平27条例62・平29条例45・平29条例65・平30条例66・令4条例28・一部改正）

名称	位置
熊本市楠地域コミュニティセンター	熊本市北区楠3丁目9番16号
熊本市城南地域コミュニティセンター	熊本市南区南高江1丁目16番31号
熊本市春竹地域コミュニティセンター	熊本市中央区琴平1丁目9番39号
熊本市出水地域コミュニティセンター	熊本市中央区水前寺2丁目8番7号
熊本市壺川地域コミュニティセンター	熊本市中央区京町本丁1番43号
熊本市中島地域コミュニティセンター	熊本市西区中島町685番地

熊本市松尾地域コミュニティセンター	熊本市西区中松尾町1464番地
熊本市白山地域コミュニティセンター	熊本市中央区白山1丁目10番12号
熊本市慶徳地域コミュニティセンター	熊本市中央区紺屋今町46番地1
熊本市帯山地域コミュニティセンター	熊本市中央区帯山4丁目11番43号
熊本市城山地域コミュニティセンター	熊本市西区上代9丁目6番35号
熊本市北部東地域コミュニティセンター	熊本市北区鶴羽田2丁目13番8号
熊本市小島地域コミュニティセンター	熊本市西区小島6丁目10番40号
熊本市松尾西地域コミュニティセンター	熊本市西区西松尾町3619番地19
熊本市庄口地域コミュニティセンター	熊本市東区健軍4丁目19番2号
熊本市向山地域コミュニティセンター	熊本市中央区本山4丁目5番27号
熊本市砂取地域コミュニティセンター	熊本市中央区神水本町6番29号
熊本市一新地域コミュニティセンター	熊本市中央区新町1丁目10番36号
熊本市田迎西地域コミュニティセンター	熊本市南区田迎3丁目12番30号
熊本市清水地域コミュニティセンター	熊本市北区清水本町17番27号
熊本市日吉地域コミュニティセンター	熊本市南区近見1丁目9番20号
熊本市龍田地域コミュニティセンター	熊本市北区龍田8丁目2番7号
熊本市黒髪地域コミュニティセンター	熊本市中央区子飼本町15番20号
熊本市武蔵地域コミュニティセンター	熊本市北区武蔵ヶ丘5丁目15番15号
熊本市西原地域コミュニティセンター	熊本市東区西原1丁目6番28号
熊本市託麻北地域コミュニティセンター	熊本市東区石原1丁目2番30号
熊本市田迎南地域コミュニティセンター	熊本市南区良町2丁目6番3号
熊本市画図地域コミュニティセンター	熊本市東区下江津8丁目1番10号
熊本市池田地域コミュニティセンター	熊本市西区上熊本3丁目15番55号
熊本市西里地域コミュニティセンター	熊本市北区硯川町900番地
熊本市弓削地域コミュニティセンター	熊本市北区弓削3丁目14番1号
熊本市尾ノ上地域コミュニティセンター	熊本市東区錦ヶ丘8番20号
熊本市出水南地域コミュニティセンター	熊本市中央区出水7丁目30番30号
熊本市池上地域コミュニティセンター	熊本市西区谷尾崎町1035番地3
熊本市力合地域コミュニティセンター	熊本市南区島町5丁目5番25号

熊本市麻生田地域コミュニティセンター	熊本市北区清水新地7丁目5番37号
熊本市松尾北地域コミュニティセンター	熊本市西区松尾町平山77番地1
熊本市東町地域コミュニティセンター	熊本市東区佐土原3丁目1番43号
熊本市帯山西地域コミュニティセンター	熊本市中央区帯山2丁目1番7号
熊本市碩台地域コミュニティセンター	熊本市中央区北千反畑町5番18号
熊本市託麻原地域コミュニティセンター	熊本市中央区渡鹿2丁目3番48号
熊本市御幸地域コミュニティセンター	熊本市南区御幸笛田7丁目16番2号
熊本市桜木地域コミュニティセンター	熊本市東区花立2丁目23番2号
熊本市高平台地域コミュニティセンター	熊本市北区高平1丁目17番11号
熊本市若葉地域コミュニティセンター	熊本市東区若葉4丁目23番23号
熊本市河内地域コミュニティセンター	熊本市西区河内町船津3227番地
熊本市本荘地域コミュニティセンター	熊本市中央区本荘6丁目5番22号
熊本市託麻東地域コミュニティセンター	熊本市東区戸島3丁目15番5号
熊本市月出地域コミュニティセンター	熊本市東区月出6丁目2番147号
熊本市城西地域コミュニティセンター	熊本市西区島崎2丁目21番3号
熊本市古町地域コミュニティセンター	熊本市西区二本木4丁目9番62号
熊本市春日地域コミュニティセンター	熊本市西区春日6丁目4番2号
熊本市花園地域コミュニティセンター	熊本市西区花園7丁目19番5号
熊本市川上地域コミュニティセンター	熊本市北区鹿子木町53番地1
熊本市飽田地域コミュニティセンター	熊本市南区浜口町76番地1
熊本市白坪地域コミュニティセンター	熊本市西区蓮台寺5丁目6番3号
熊本市長嶺地域コミュニティセンター	熊本市東区戸島西2丁目6番37号
熊本市託麻西地域コミュニティセンター	熊本市東区八反田1丁目3番18号
熊本市菱形地域コミュニティセンター	熊本市北区植木町円台寺176番地
熊本市豊田地域コミュニティセンター	熊本市南区城南町塚原82番地3
熊本市吉松地域コミュニティセンター	熊本市北区植木町豊田665番地
熊本市植木地域コミュニティセンター	熊本市北区植木町舞尾600番地10
熊本市山東地域コミュニティセンター	熊本市北区植木町有泉837番地3
熊本市杉上地域コミュニティセンター	熊本市南区城南町高476番地1

熊本市桜木東地域コミュニティセンター	熊本市東区花立6丁目17番43号
熊本市大和地域コミュニティセンター	熊本市北区植木町大和70番地22
熊本市田迎地域コミュニティセンター	熊本市南区出仲間8丁目1番16号
熊本市桜井地域コミュニティセンター	熊本市北区植木町滴水2190番地2
熊本市田原地域コミュニティセンター	熊本市北区植木町富応1578番地
熊本市田底地域コミュニティセンター	熊本市北区植木町正清536番地
熊本市山本地域コミュニティセンター	熊本市北区植木町内1449番地
熊本市隈庄地域コミュニティセンター	熊本市南区城南町宮地1041番地1
熊本市白川地域コミュニティセンター	熊本市中央区新屋敷1丁目18番27号
熊本市楡木地域コミュニティセンター	熊本市北区楡木4丁目20番42号
熊本市富合地域コミュニティセンター	熊本市南区富合町清藤465番地1
熊本市大江地域コミュニティセンター	熊本市中央区大江5丁目12番8号

別表第2（第13条関係）

（平11条例7・追加、平15条例13・一部改正、平16条例49・旧別表第3繰上、平20条例37・一部改正）

(1) 施設利用料金の限度額

利用時間区 分 施設名	午前	午後	夜間	延長	
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時ま で	正午から午 後1時まで	午後5時から 午後6時まで
和室	400円	500円	500円	120円	120円
小会議室	400円	500円	500円	120円	120円
会議室	900円	1,000円	1,000円	250円	250円
調理室	1,000円	1,200円	1,200円	300円	300円
ホール	1,800円	2,000円	2,000円	500円	500円

備考

- 1 利用者が物品の販売等営業行為とみなされる目的で利用する場合又は入場料その他これに類するものを徴収する場合は、利用料金の2倍に相当する額を限度とした額を加算することができるものとする。

2 利用時間区分の延長の欄に掲げる利用料金は、当該延長の欄以外の利用時間区分において施設を利用する場合で当該区分の利用時間を超えて利用したときのみ適用し、利用時間区分が2以上にわたる場合の当該区分間の時間の利用料金については、徴しないものとする。

3 市長が特に認める場合で、午後10時から翌朝午前9時までの間における利用料金は、1時間につき夜間料金の3割とする。

(2) 附属設備利用料金の限度額

附属設備利用料金の限度額は、次に掲げる金額以内で規則で定める。

種目	1回の利用料金
器具類	1,000円
冷暖房設備	消費量について時価で計算した金額